

NEWS RELEASE

報道関係各位

(1 枚目 / 全 4 枚)

2012 年 9 月 28 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

**クラブライセンス交付第一審査機関(FIB)による
2013シーズン Jリーグクラブライセンスの交付について**

2013シーズンJリーグクラブライセンス交付について、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

なお、Jリーグクラブライセンスの交付判定の審査については、第三者機関であるクラブライセンス交付第一審査機関(FIB)が行い、Jリーグ理事・監事、日本サッカー協会(JFA)理事・監事・評議員、JリーグまたはJFAの専門委員は、FIBの構成員になることはできません。

Jリーグは、JFAから日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことにより、日本におけるライセンス交付機関(ライセンサー)として、Jリーグクラブライセンス制度の運営およびJリーグクラブライセンスを、Jクラブならびに準加盟クラブに対して交付します。

— 記 —

■判定結果:

(1) ライセンス交付の可否および交付されたライセンスの種類

	J1クラブライセンス	J2クラブライセンス	合計
判定	33	8	41
	札幌、仙台、山形、鹿島、栃木、浦和、大宮、千葉、柏、F東京、東京V、川崎F、横浜FM、横浜FC、湘南、甲府、松本、新潟、富山、清水、磐田、名古屋、京都、G大阪、C大阪、神戸、岡山、広島、徳島、福岡、鳥栖、熊本、大分	水戸、草津、町田、岐阜、鳥取、愛媛、北九州、長崎	
(うち、条件つき交付)	(1) 大分	(1) 長崎	(2)

※申請 42 クラブのうち、1 クラブ(讃岐)は申請取り下げ

(2) B等級基準の充足状況

	J1クラブライセンス	J2クラブライセンス	合計
B等級充足	4	1	5
B等級未充足(文書提出)	29	7	36
合計	33	8	41

次ページへ続く

Jリーグトップパートナー

Calbee

Canon

KONAMI

AIDEM

Coca-Cola

McDonald's

JCB

(3)FIBからの経営上の指導

	J1クラブライセンス	J2クラブライセンス	合計
是正通達+個別通知	2	2	4
是正通達	4	1	5
個別通知	5	4	9
指導なし	22	1	23
合計	33	8	41

《参考》

■クラブライセンスの種類

Jリーグクラブライセンスには下記 2 種類があり、審査をクリアすれば、下記のいずれかのライセンスが交付される。

ライセンスの種類	内容
J1ライセンス	順位等の要件を満たしていれば、 2013シーズンはJ1に残留または昇格することができる
J2ライセンス	順位等の要件を満たしていれば、 2013シーズンはJ2に残留または昇格することができる (J1に昇格することはできない)

■判定に付帯する事項

(1) 条件つき交付判定

9月末時点でライセンスは交付されるが、別途定められた条件を満たす必要がある。

特に準加盟クラブは、クラブライセンス交付を受けたのち、入会審査を受けて審査に合格しなければJ2入会(昇格)ができない。

項目	内容
条件つき交付	別途定められた条件を満たす必要がある。 ※対象：大分(融資の返済)、長崎(J2入会審査に合格)

【注】大分は10月12日までに融資を返済しなかった場合は、Jリーグ規約第16条3項により、J1昇格資格を失い、J1昇格プレーオフにも出場できない。

(2) B等級基準未充足

ライセンス基準のうち「B等級」に指定されている基準(3つ)については、それを充足していなくてもライセンスは交付される。

ただし、クラブライセンス交付規則第7条および第15条に基づき、B等級の基準をひとつでも充足していないクラブには、ライセンス交付と同時に制裁を科すこととなっている。

項目	内容
B等級未充足	B等級基準(特にスタジアムの屋根の大きさ・トイレの数)を充足していないクラブに対し、ライセンス交付と同時に制裁が科される。(※対象：36クラブ)

【注】クラブライセンス交付規則の用語上、「制裁」という厳しい言葉になっているが、本件における制裁の内容は「文書提出」である。

具体的には、「2013シーズンにおいて使用することを予定するスタジアムの衛生施設および屋根の不足を理由とする観客に対するホスピタリティの欠如に対し、クラブが実施しているまたは実施を予定しているホスピタリティ向上策について、2012年10月31日までに書面で回答すること(ライセンス事務局が受付、FIBへ送付)」となっている。

次ページへ続く

(3) クラブ経営上の指導

ライセンス判定には直接関係ないが、判定に際し、クラブに経営改善を促す目的で、F I Bが独自に指導を行うことができる。

指導には「是正通達」または「個別通知」があり、是正通達のほうが重い指導となる。また、クラブの経営状況に合わせ、是正通達と個別通知の両方を出すこともある。

項目	内容
是正通達	ライセンス交付判定に付帯して、クラブ経営上是正すべきと思われる点について、F I Bが対象クラブに通達を出す。通達の内容は公表する。(※対象：9クラブ)
個別通知	是正通達とまではいかないが、F I Bからのクラブ経営上改善を要請する旨の指摘があった場合、それを受けたライセンスマネージャーが対象クラブに個別に指摘事項を通知する。(※対象：13クラブ)

■ライセンス審査概要

日程	内容
2月1日	Jリーグクラブライセンス制度 施行 ライセンス申請予定クラブ(42クラブ)に対し、申請書類等配付
2月29日	全クラブより、2012年度予算・2011年度決算見通し提出
3月31日 ～6月30日	全クラブより、2011年度決算にかかる申告書類一式の提出 (クラブ決算日より90日以内に提出。クラブごとに決算日が異なる)
4月20日	Jクラブ(40クラブ)より、育成組織に関する資料の提出 ※準加盟クラブ(讃岐・長崎)は6月29日に提出
6月29日	42クラブがライセンス申請書類をすべて提出
5月25日 ～8月3日	申請42クラブ中25クラブに対し、クラブライセンス事務局によるヒアリング調査を実施。指摘事項等の洗い出しを行う。 ※残り17クラブは書類審査の結果、特に大きな問題はないと判断されたが、今後2年の間に1度はヒアリングを実施する予定。
8月20日	一部のクラブに対し、クラブライセンス交付第一審機関(F I B)が直接ヒアリング調査を実施。
9月5日～21日	F I Bによる判定。F I B10名が「3名×3班+総議長1名」の構成となり、各班14クラブずつを判定。 ・F I B第1班：9月5日～6日 ・F I B第2班：9月12日～13日 ・F I B第3班：9月19日～20日
9月26日	F I B全員による、判定の最終確認 全クラブに判定を内示し、クラブライセンス上訴機関(A B)に報告。
9月28日	F I Bによるライセンス判定 結果発表を行い、全理事に判定内容を報告。

※F I BおよびA Bとクラブライセンス事務局は定期的に会議を実施し、申請書類の内容の精査、指摘事項の洗い出しを行うとともに、スタジアム等の施設の視察を行った。

次ページへ続く

■ライセンス判定の前提

下記の前提条件のもとに判定を実施した。

(ただし、下記は前提条件の主要な一部であり、すべてではない)

(1) 交付規則第 15 条 2 項

ライセンス判定の材料となるものは「クラブが提出したライセンス申請書類一式(Jリーグの指示に基づき追加提出されたものを含む)」および「審問であらわれた一切の記録」。

(2) 交付規則第 22 条 1 項

ライセンス申請書類の提出締切日の状態が判定基準となる(別段の定めがある場合を除く。今年の締切日は 6 月 29 日)。

(3) クラブライセンス制度 施設基準の運用に関する Jリーグ理事会決定(2011 年 8 月)

6 月 29 日時点でホームスタジアムが建設中または改修中であるクラブには、以下の対応を実施(対象クラブ: 町田、長崎)

- ① クラブおよびスタジアム所有者から資料を取り寄せ、ヒアリングを実施のうえ、来シーズンの開幕までにスタジアムが供用開始できることを確認
- ② ①が確認できた場合、設計図面等により、工事完了後のスタジアムのスペックを確認

以上